

資料③

JIS原案作成公募制度説明会

JIS Z 8301改正予定について



平成30年9月20日

0-1 JIS Z 8301の改正の経緯

ISO/IEC Directives2の改正の経緯

2004年（第5版）→2011年（第6版）→2016年（第7版）→**2018年**（第8版）

JIS Z 8301の改正の経緯

2008年（Directives2：**2004年**を参考に）→2011年（常用漢字対応）

0-2 改正の必要性和期待効果

14年間の差異が生じているため、**次のような問題から改正が必要になった。**

- ① 対応国際規格を基とした場合、様式上の差異をどのようにJIS化するか判断できず。
- ② JISを基に国際提案する場合、どのように記載してよいか判断できず。
- ③ 注記などに推奨事項や許容事項があり、どこまで記載してよいか判断できず。
- ④ 原案作成団体様からの要望事項に応えられなかった。

⇒**国際規格との整合が取りやすく、原案作成上の負担が軽減できる。**

0-3 改正に当たっての方針

- ① **Directives2の構成に基づく**（現行の構成と異なるが、今後の対応が容易）。
ただし、検討が必要な部分に変更を加え、分かりやすくする。
- ② 「**様式及び作成方法**」に限定し、製品規格のまとめ方、用語、用字などの**事例は、「JIS原案作成のための手引」に移す。**
- ③ 規定内容の理解がしやすいように、**極力、事例を入れる。**

0-4 主な改正点（その1）全体構成

- ① ISO/IEC Directives2に合わせた構成にする。
- ② 「製品規格のまとめ方」など事例は、「JIS原案作成のための手引」に移動する。
- ③ 読みやすさなどを考慮し、行間などを変更する。

0-5 主な改正点（その2）規格の構成及び表現

- ① 序文は、対応国際規格がない場合、通常、記載しない。
- ② 「引用規格」や「用語及び定義」の箇条は、必須要素とする。
- ③ 要求事項の一部又は全部を引用する規格だけを引用規格とし、推奨事項・許容事項などの一部又は全部を引用する規格は参考文献とする。
- ④ 注記には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない（別紙参照）。
- ⑤ 「できる」「できない」は、能力事項を文中で示す（～できるxxx）以外は用いない
- ⑥ 引用規格の注記の「対応国際規格」は「対応国際規格における引用規格」と修正する。
- ⑦ 複数頁にまたがる図や表の題名の表記の簡素化。
- ⑧ 細別の前の「・・・は次による」という前置き文は入れなくてもよい。

0-6 改正案の公示時期について

公示は2019年7月20日を予定しており、それ以降は新様式での作成をお願いします。

1. 主な改正点（その1）全体

- ① ISO/IEC Directives Part2に合わせた構成にする（別紙参照）。
- ② 「用字」の仮名遣い、送り仮名、「用語及び外来語の表記」のほか、「製品規格のまとめ方」、「解説のまとめ方」など事例は、「JIS原案作成のための手引」に移動する。
- ③ 読みやすさなどを考慮し、行間などを変更する。

9.4 量の表し方

9.4.1 量記号の表し方

量記号は、可能な限りJIS Z 8000規格群によることが望ましい。

量記号は、斜体で表す。量記号は、通常、1文字で表す。

同じ規格内で、同一の記号を異なる量を表すために用いてはならない。ただし、やむを得ず同一の記号を用いる場合には、記号の説明を加え、明確に区別できるように記載しなければならない。

関連する概念の量記号を区別するために、下付き文字を用いるとよい。やむを得ない場合を除き、下付き添字を付けた量記号に更に下付き添字を付けた量記号は、用いない。



9.4 量の表し方

9.4.1 量記号の表し方

量記号は、可能な限り**JIS Z 8000**規格群によることが望ましい。

量記号は、斜体で表す。量記号は、通常、1文字で表す。

同じ規格内で、同一の記号を異なる量を表すために用いてはならない。ただし、やむを得ず同一の記号を用いる場合には、記号の説明を加え、明確に区別できるように記載しなければならない。

関連する概念の量記号を区別するために、下付き文字を用いるとよい。やむを得ない場合を除き、下付き添字を付けた量記号に更に下付き添字を付けた量記号は、用いない。

2. 主な改正点（その2）規格の構成及び表現

2.1 まえがき

部編成であっても、**規格群の情報を必ずしも記載しなくてもよい。**

[現行：6.1.3 e)]

規格が部編成の場合には、各部の規格の名称の補完要素を記載する。

(改正：12.5.2.1)

規格が部編成の場合には、規格群の名称並びに各部の番号及び名称を記載してもよい。

2.2 序文

対応国際規格がない場合、通常、序文を記載しない。

(現行：C.2の例7) ⇒例があり、記載しなければならないと思われる。

“この規格は、200X年に制定され、・・・その後の・・・に対応するために改正した。

なお、対応国際規格には現時点で制定されていない。”

(改正：13.1)

対応国際規格を基礎としていない場合、通常、序文は記載しない。

2.3 引用規格

- ①引用規格がなくても、“引用規格”の箇条は必ず規定する。
- ②要求事項として引用される規格だけが引用規格となる。**推奨事項・許容事項として引用される規格は参考文献となる。**
- ③対応国際規格で引用されている国際規格をJISに置き換える場合、注記に対応国際規格に記載されていることが分かるよう**“対応国際規格における引用規格”と記載し、その情報を記載する。その際、対応の程度を表す記号は記載しない。**

①[引用規格がない場合の記載]

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

②[例えば本文中に] JIS X XXXXに規定する y y y y でなければならない。⇒このJISは引用規格となる。

[例えば本文中に] JIS X XXXXに規定する y y y y が望ましい。⇒(推奨) このJISは参考文献となる。

[例えば本文中に] JIS X XXXXに規定する y y y y でもよい。⇒(許容) このJISは参考文献となる。

③**JIS B 0672-1** 製品の幾何特性仕様 (GPS) – 形体 – 第 1 部：一般用語及び定義

注記 対応国際規格における引用規格：ISO 14660-1, Geometrical Product Specifications (GPS) – Geometrical features – Part 1: General terms and definitions

2.4 用語及び定義

- ①定義する用語がなくても、“用語及び定義”の箇条は必ず規定する。
- ②用語及び定義における注記は、これまで他の箇条と同じ扱いであったが、要求事項、推奨事項、許容事項などを記載できる“注釈”に変更する。
- ③代替用語、推奨しない用語は、用語の前にそれぞれ、“代替用語：”、“推奨しない用語：”と表記し、優先用語と区別する。

①[定義する用語がない場合の記載]

3 用語及び定義

この規格には、定義する用語はない。

②3.2.4

段落

見やすくまとめられた文の塊

注釈1 段落は、改行によって区分けする。

③3.5

粘着剤

推奨しない用語：にかわ

粘着によって素材同士を接着可能な物質

2.5 注記

従来、“規格の理解又は利用を助ける追加情報だけを記載する。要求事項又は規格を利用するために不可欠な情報を含めない。”と規定していた。
今回、“**要求事項、推奨事項又は許容事項を含めてはならない。**”を規定した。

(改正：24.6の例)

注記の不適切な例を，次に示す。

例 注記 1 この文脈では，部は別の規格とみなされなければならない。

(“なければならない”は，要求事項になる。)

注記 2 代わりに，…の負荷で試験を行う。

(“…を行う”は，要求事項になる。)

注記 3 試験所がより大きな組織の一部である場合は，利害が対立する部門が
・・・となる組織構成であることが望ましい。

(“望ましい”は，推奨事項になる。)

注記 4 それぞれが一つ以上の機能をもってもよい。

(“してもよい”は，許容事項になる。)

2.6 推奨事項の表現形式

文末で、“．．．すべきである。”及び“．．．すべきでない。”は、用いない。“べき”は、“．．．べき事項”のように、要求事項として名詞を修飾するときだけに用いる。

[現行：表H.1]

表現形式：．．．することが望ましい。．．．するのがよい。

注 “．．．すべきである。”及び“．．．すべきでない。”は、用いない。

[改正：表4]

表現形式：．．．することが望ましい。．．．するのがよい。
．．．することを推奨する。

注 文末で、推奨の表現形式として、“．．．すべきである。”及び“．．．すべきでない。”は、用いない。“べき”は、“．．．べき事項”のように、要求事項として名詞を修飾するときだけに用いる。

例1 定義すべき用語がない場合

例2 製品又は加工技術に関わる規格が満たすべき要求事項

2.7 許容事項の表現形式

許容事項の表現形式として、“・・・できる。”及び“・・・できない。”は、用いない。
(⇒可能性・能力事項と解釈されるのが適切な場合がある。)

(現行：表H.1)

表現形式：“・・・(し)てもよい。”、“・・・差し支えない”

(改正：表5)

表現形式：“・・・(し)てもよい。”、“・・・(し)てよい。”

“・・・差し支えない”

注 許容の表現形式として“・・・できる。”及び“・・・できない。”は、用いない。

例1	使用できる。	⇒次に変更する⇒	使用してもよい。
例2	選択できる。		選択して差し支えない。

2.8 可能性・能力事項の表現形式

可能性・能力事項の表現形式として、文末で、“・・・できる。”及び“・・・できない。”は、用いない。ただし、能力事項を表す場合、文中で用いてもよい。

(現行：表H.1)

表現形式：“・・・できる”

(改正：表6)

表現形式：“・・・可能性がある”、“・・・場合がある”、“・・・ことがある”
“・・・可能である”、“・・・能力がある”

注 可能性・能力事項の表現形式として、文末で、“・・・できる。”及び“・・・できない。”は、用いない。ただし、能力事項を表す場合、文中で用いてもよい。

例1 ……できる場合

例2 ……できる限り

“適用範囲”での“この規格は、・・・に適用できる。”も使用できない。

2.9 対応国際規格を基礎とした場合（許容される編集上の変更）

新たに追加（これは、技術的内容の変更には当たらない）

- ①対応国際規格に、記載内容又は編集上の明らかな不備が認められたとき、それを修正する。
- ②対応国際規格の“Footnote”を“注”として記載する。
- ③一つの段落の中に記載している幾つかの情報を、分かりやすく細別として記載する。

③は、対応国際規格で一つの段落に記載された内容を細別として記載する。この場合の細別符号は、“－”又は“・”を用いる。

```
X X X X X X X X X X X X X X X 。 X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X X X X
X 。 X X X X X X X X X X X X X X X X
X X 。
```



```
－ X X X X X X X X X X X X X X X 。
－ X X X X X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X X X X X X X
－ X X X X X X X X X X X X X X X X X 。
```

2.10 JISと対応国際規格との対比表

A4横様式から**A4縦様式に変更し、記載内容も簡略化した。**

JIS X XXXX:9999 名称		ISO/IEC 0000:9999, 英文名称					
(I) JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	

JIS 番号	対応国際規格番号：発行年 (JIS と国際規格との対応の程度の全体評価の記号)
--------	-----------------------------------------

a) JIS の箇条番号	b) 対応国際規格の対応する箇条番号	c) 箇条ごとの評価	d) JIS と対応国際規格との技術的差異の内容及び理由	e) JIS と対応国際規格との技術的差異に対する今後の対策

技術的差異は、JISの内容及び国際規格の内容を記載して説明する機会が多いことから、統合する。また、差異理由もここに移す。

2.11 図・表の続き

- ①図・表が複数頁にわたる場合、全てのページの図・表に対して順に
 “(1/#)”、“(2/#)”のように付記してもよい。
- ②また、2頁以降は、題名を省略してもよい。

(改正：28.3.1及び29.3)

- 例1 図x-ブラインドリベット (続き)
- 例2 図x-ブラインドリベット (1/3)
- 例3 図x (2/3)

現行では、これしか
認めていなかった。

- 例1 表x-ロールの寸法 (続き)
- 例2 表x-ロールの寸法 (1/4)
- 例3 表x (2/4)

2.12 その他

- ①細別に、必ずしも、“次による。”という前置き文を置かなくてもよい。
- ②規定文は、できるだけ能動態とし、不自然な場合は受動態としてもよい。
- ③許容差、範囲などを示す数値は、紛らわしくない場合でも、基本的に全ての数値の後に単位記号を記載する。
 (“0 °C～10 °C”、 不適切な例：“0 ～10 °C”)
 (“10 mm～12 mm”、 不適切な例：“10～12 mm”)

④式などに用いる記号は、“ここに”を前置きし説明しているが、“ここで”に変更する。

$$\square_{\square} = \frac{\square_{\square} - \square_{\square}}{\square_{\square}} \times \frac{\square_{\square} + \square_{\square}}{\square_{\square}}$$

ここで,	\square_{\square} :	□□□□□□□□
	\square_{\square} :	□□□□□□□□
		$\square_{\triangle} \times \square_{\square} = \square_{\square}$
		\square_{\triangle} : □□□□□□

⑤具体的な箇条番号を他の箇所で引用・参照する場合の“箇条”の文字を太字にする。

2.13 その他（ぶら下がり段落の禁止）

ぶら下がり段落は、避けなければならない。

不適切な例
<p>5 試験方法 試験について共通する一般事項は、JIS K 0050による。</p> <p>5.1 数値の丸め方 数値の丸め方は、JIS Z 8401による。</p>

a) ぶら下がり段落の例

適切な例
<p>5 試験方法</p> <p>5.1 一般 試験について共通する一般事項は、JIS K 0050による。</p> <p>5.2 数値の丸め方 数値の丸め方は、JIS Z 8401による。</p>

b) ぶら下がり段落を回避する例

（現行：5.2.4）

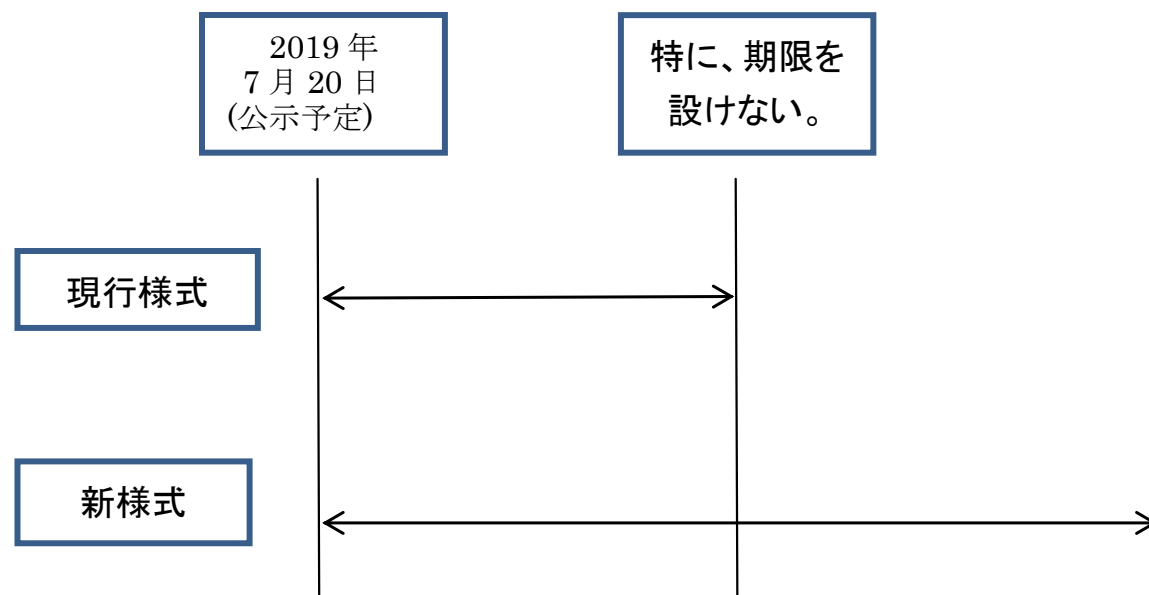
ぶら下がり段落は、回避するのがよい。⇒推奨事項

（改正：22.3.3）

ぶら下がり段落は、避けなければならない。⇒要求事項

3.1 改正案の適用の経過措置について

公示は2019年7月20日を予定しており、それ以降は新様式での作成をお願いします。



- JIS Z 8301の改正案は、2019年7月20日の公示を目指しております。
- 公示以降、JSAに作成していただくJIS原案は、新様式でお願いします。

ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ

一般財団法人日本規格協会

規格開発センター

規格開発ユニット 標準チーム

sd@jsa.or.jp